

		<p>こと。</p> <p>5 同法第 18 条の 2 の規定による消防に関する市街地の等級化に関すること。 (消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)</p> <p>6 同法第 20 条の 2 の規定による勧告、指導及び助言をすること。</p> <p>7 熊本県消防表彰規程(昭和 55 年熊本県告示第 176 号)により消防職員、消防団員及び消防機関等を表彰すること。</p>		<p>の 2 の規定による市町村消防計画の作成の指導を行うこと。</p> <p>6 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)第 3 条の規定による防火管理者講習会を実施すること。</p>
5 危険物の規制に関すること。		<p>1 消防法第 11 条第 1 項の規定による危険物の製造所等の設置及び変更を許可すること。</p> <p>2 同法第 13 条の 3 第 3 項の規定による危険物取扱者試験を実施すること。</p>		<p>1 消防法第 11 条第 5 項及び第 11 条の 2 第 1 項の規定による危険物の製造所等の完成検査及び完成検査前検査をすること。</p> <p>2 同法第 13 条の 2 第 3 項の規定による危険物取扱者免状を交付すること。</p>
6 消防学校に関すること。		<p>1 消防組織法第 18 条の 2 の規定による消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。</p> <p>2 消防学校学生の募集に関すること。</p>		
7 電気(他課所掌のものを除く。)、ガス及び		<p>1 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 31 条第 2 項の規定により製</p>		<p>1 高圧ガス保安法の規定による高圧ガスの製造又は貯蔵所の設置の許可をする</p>